

【04：居宅介護支援事業関係】(01)

久御山町社会福祉協議会個人情報取扱規程
居宅介護支援事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

久御山町社会福祉協議会個人情報取扱規程第6条の規定に基づく、居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）に関わる個人情報の種類等についての規定は次のとおりである。

個人情報の種類 (本事業に関わって 取得・利用する個人 情報)	次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業担当者が相談により把握し、取得・記載した事項 (1)居宅介護支援事業に係る必要な書類 (2)アセスメント表 (3)居宅サービス計画書 (4)居宅介護支援経過 (5)モニタリング (6)サービス担当者会議に関する記録 (7)給付管理票
個人情報の利用目的	本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者及び本事業の利用を希望する者の介護保険サービス及びその他保健福祉サービス等の利用の促進を図ることを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 (1)内部での利用 ①居宅サービス計画の作成 ②サービス調整等 (2)外部への提供 本事業利用者及び家族に、外部への情報提供について事前に同意を得た上で行う。 ①サービスの種類及び内容を調整するために、利用者とその家族、サービス提供事業者、医師、ケアマネージャー等を構成員とするサービス担当者会議に居宅サービス計画書を提出する。 ②介護保険給付管理のために、京都府国民健康保険団体連合会に給付管理票を提出する。
その他の情報	本事業担当者が、上記情報の取得及びその他の機会において本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。
個人情報保護管理者	久御山町社会福祉協議会 事務局長 石原 勝利
本事業における個人情報保護担当者	久御山町社会福祉協議会 居宅介護支援管理者 松崎 美枝子
本事業における苦情受付担当者	久御山町社会福祉協議会 居宅介護支援管理者 松崎 美枝子